在職中の年金はどうなるの？
～老齢厚生年金受給者の在職中の年金の支給停止について～

お問い合わせ☎
年金班　043-223-4116

老齢厚生（退職共済）年金を受給している方が、フルタイム再任用または私立学校・民間企業等で再任用や再就職をし、厚生年金保険制度に加入する場合、**老齢厚生年金の一部または全額が支給停止となることがあります。**また、**支給停止となった分は退職後も支給されません。**※厚生年金保険制度に加入しない場合、年金の支給停止はありません。

支給停止額の計算方法

◇65歳未満の方の場合
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が**28万円**を超えた場合、以下の計算式により停止されます。
（28万円を超えない場合は支給停止なし）

総報酬月額相当額①が**46**万円以下	(総報酬月額相当額①＋基本月額②－28万円)×1／2
総報酬月額相当額①が**46**万円を超える	(46万円＋基本月額②－28万円)×1／2 ＋(総報酬月額相当額①－46万円)

◇65歳以上の方の場合
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が**46万円**を超えた場合、以下の計算式により停止されます。
（46万円を超えない場合は支給停止なし）

（総報酬月額相当額①＋基本月額②－46万円）×1／2

①総報酬月額相当額･･･標準報酬月額＋直近1年間のボーナスの総額÷12
②基本月額　　･･･老齢厚生年金（経過的職域加算※、年金払い退職給付、加給年金額を除く）の月額

※フルタイム再任用の場合、経過的職域加算は支給されません。

資格喪失に伴う組合員証等の速やかな返却について（お願い）

お問い合わせ☎
給付班　043-223-4118

資格喪失後にもかかわらず、引続き共済組合の組合員証等を保持･使用するケースが多く見受けられます。
次に加入する保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、資格喪失後は当共済組合の組合員証等は、使用できません。
資格喪失した場合は、速やかに所属所を通じて、組合員証等を共済組合に返却してください。
共済組合が、資格喪失者の医療費（総医療費の約7～8割分）を負担したことが判明した場合、必ず返還していただくことになりますので、ご承知おきください。
なお、被扶養者の認定がさかのぼって取消された場合は、返還しなければならない医療費が高額になる場合もありますのでご注意ください。
また、後期高齢者医療制度に該当する75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方）についても、被扶養者証及び高齢受給者証の返却をお願いします。※取消申告書等の書類の提出は不要です。

例）定年退職の場合の組合員証・被扶養者証等の取扱い

3/31 退職

4/1以降は使用不可！ すぐ所属に返却を！

在職中の使用は→○　　**退職後の使用は→×**